

平成 30 年度 第 3 回三条市地域公共交通協議会議事録

- 1 開催日時 平成 30 年 8 月 20 日（月）午後 2 時～午後 3 時 04 分
- 2 場 所 三条市役所三条庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席委員 松本昌二副会長、吉原康幸、高澤由樹（古田哲代理）、平出宏征（吉澤覚代理）、五十嵐知己（外川忠利代理）、刈屋剛（笹川浩志代理）、浅野吉信（中山真代理）、佐藤信雄、渡邊敏郎、井藤太亮、石井優紀（齋藤光雄代理）、亀山修（杉本俊哉代理）、佐々健、佐藤洋一、佐々木弘一（渡辺定一代理）、佐藤春男、佐藤和明（近藤晴美）、長谷川正実、栗山貴行（以上 19 名）
（欠席委員 國定勇人会長、石塚毅、高橋清吉、大平健二、五十嵐七男夫、関谷浩）
- 4 市出席者 事務局 渡辺事務局長（理事兼市民部長）、永井次長（環境課長）、五十嵐次長補佐（環境課長補佐）、長田（生活安全・交通係長）
- 5 傍 聴 者 北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 山田一輝
- 6 会議概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - ア 三条市地域公共交通網形成計画（案）について
事務局から資料No.1 により報告後、質疑に入る。
佐藤（洋）委員：栄地域も買い物弱者が多いので、コミュニティバスを運行してもらえるよう検討してほしい。
目標値については、実現性のあるものとなるよう協議が必要だと思う。
松本副会長：P74 事業No.10 地域主体のコミュニティバス拡大の検討について、地域名を具体に入れることはできないのか。
事務局：御意見のあった栄地域も含め、いろいろと要望をいただく中で、住民の皆様と話を進めていきたい。地域を限定するのではなく、三条市全域を対象とした中で、運行の要望がある地域から手を挙げていただき、具体の話をしていきたい。
井栗地区コミュニティバスについては、市ではなく地域が主体となって運行している。運転手の確保など負担を感じているところもあるようだが、運行を希望された地域にはそういった実情も話をしながら、運行が可能であれば、協議会としてもバックアップしていきたい。
佐藤（信）委員：6 月から全日運行を開始したが、これまでの実績はどうか。
事務局：全日運行の実績について、土曜日の利用者数は約 80 人／日、

日曜・祝日は約 57 人／日となっている。

佐藤(信)委員：これまでの土曜、日曜の利用実績は、想定どおりの数字なのか。

事務局：土曜日は 100 人／日を目指しているのですがまだ届いていないが、日曜・祝日は 50 人／日を目指しているのが想定どおりと考えている。

佐藤(春)委員：公共交通は、高齢化が進む中で交通弱者対策としても必要不可欠と思うが、多額の財政が投入されているものの利用が進まない実態もある。三条市デマンド交通の 1 人当たりの行政負担額は、他市と比べて高いのか安いのか。

事務局：タクシー車両を活用したデマンド交通は、近隣市町村では余りない事例であるため、比較することは難しい。1 人当たりの行政負担額は、行政負担額を年間利用者数で割ると算出される。

松本副会長：以前、事務局から入手した資料から算出すると、行政負担額は、デマンド交通が 610 円／人、循環バスが 460 円／人、高校生通学ライナーバスが 218 円／人、井栗コミュニティバスが 365 円／人、路線バスが 355 円／人となっている。交通機関別でみると、デマンド交通の割高感は否めない。ただ、コストよりサービスを重視していると考えれば、利用者の利便性を尊重しているのでそれもよいと思う。

佐藤(春)委員：アンケートでは自家用車の利用が多いという結果が出ている。他方、公共交通の料金が高いという声も聞こえてくる中で、どの程度を分岐点と考えているか。

事務局：今回のアンケートで、どの程度の金額なら公共交通機関を利用するかという分岐点は把握していない。料金は安ければ安いほど利用しやすいと思うが、そのとおりに実現できるものではないので、多くの方から利用していただけるよう地域公共交通網形成計画に掲げる各種事業に取り組み、中間見直しの機会に検証したい。

松本副会長：P32 循環バスぐるっとさん利用者インタビュー 結果について、全員に調査したのかサンプリング調査をしたのか、またこの結果から何を示したいのか。

事務局：サンプリング調査である。

インタビュー結果からは、循環バスの利用頻度や乗降している停留所などデマンド交通とは異なる移動の実態が見出されたものと考えている。

井藤委員：住民や交通事業者の意見反映の手続はどのように行うのか。

また、策定までのスケジュールはどうか。

事務局：市民に対しては自治会を通じて、公共交通の利用者へは交通事業者への意見照会と併せて事業者の協力を得て、それぞれ意見聴

取を行う。

今後のスケジュールについては、本協議会の後、意見聴取を行い、8月下旬頃に書面による計画案の協議を経て、9月上旬頃をめどに策定したい。

松本副会長：運輸局の立場としては本計画案を承認しているのか。

井藤委員：本計画については国の認定行為はないので、法定の記載事項を満たしていればよい。協議会の場で、皆様から意見をいただきながら本計画を策定していくこととなる。

松本副会長：P69 基本方針、実施方針及び計画の体系について、観光が最初に記載されているが、市民の日常生活における移動手段を確保することが公共交通の大命題であり、まちづくりや観光に資するのは二の次であることから、観光の記載は末尾に移動するべきである。

事務局：御指摘を踏まえ修正する。

<本日時点では計画案了承、今後修正を加え再度協議を行う。>

イ 三条市地域公共交通協議会規約の改正（案）について

井藤委員：第1条について、「～地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議～」と定めているが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の内容に合わせ、「作成及び実施に関する協議～」に修正していただきたい。

また、別表1（第6条関係）の法第6条第2項第3号の委員について、制定当時から当局の組織が平成27年から変更となっていることから、「国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長」に修正していただきたい。

事務局：いずれも御指摘のとおり修正する。

続いて議長から諮り、修正の上、全員異議なく承認

(3) その他

ウ 三条市デマンド交通の1時間前予約の緩和措置及び臨時的な停留所の増設について

佐藤(春)委員：1時間前予約の制限を緩和するとのことだが、車両の空きがなければ即座の配車ができないということでは理解されにくいのではないか。

事務局：現状においても、タクシー車両の空きがない場合は希望時間の配車が難しい場合もあると事業者から聞いている。

今回の措置は、ほぼタクシーと同じシステムであり、予約をしてできるだけ速やかに運行するものであって、例えば空き車両の

状況によっては 10 分後の配車となることも想定される。

松本副会長：「デマンド交通の 1 時間前予約の緩和」という文言で市民に内容が伝わるか疑問である。

事務局：デマンド交通のシステムを知らない人にも理解してもらえるよう市民目線に立った周知の方法を検討したい。

全員異議なく承認

(4) 閉 会